

議案第六八号

三朝町取員の福祉制度に関する条例の制定について

三朝町取員の福祉制度に関する条例を次のように制定す

るものとする。

昭和三十五年十二月二十三日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十五年十二月十三日原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎



三朝町私員の福祉制度に関する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の精神にのっとり、私員の福祉に関する制度の充実を図り、もつて公務の能率的運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で私員とは、市町村私員共済組合法の適用を受ける私員をいう。

(私員互助会の設置および事業)

第三条 第一条の目的を達成するため、私員互助会（以下互助会という）を設け、私員の福祉に関する事業を行う。

(経費の負担)

第四条 私員は互助会の事業に要する費用に充てるため、所定の掛金を負担しなければならない。

第五条 町は互助会の事業に要する費用に充てるため、所定の負担金を支出するものとする。

(互助会の設置に代わる事業の実施)

第六条 必要があるときは他の市町村との共同組織をもつてこの条例に規定する趣旨にもとづく事業を行うことができる。

(補則)

第七条 この条例の施行に関し必要なる事項は規則で定める。

附

則

この条例は昭和三十六年一月一日から施行する。